

第 1 章

総 論

1

計画策定の趣旨

大規模な災害の発生により庁舎や職員が被災し、行政機能が大幅に低下する中であっても、膨大な災害対応業務や継続すべき業務に対応しなければならないため、他の行政機関をはじめ、民間事業者及びボランティアによる支援を最大限に活用することが求められている。

しかしながら、東日本大震災などの過去の大災害では、被災市町村が、人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための体制が整備されていないことにより混乱が生じ、受援に係る課題が生じた。

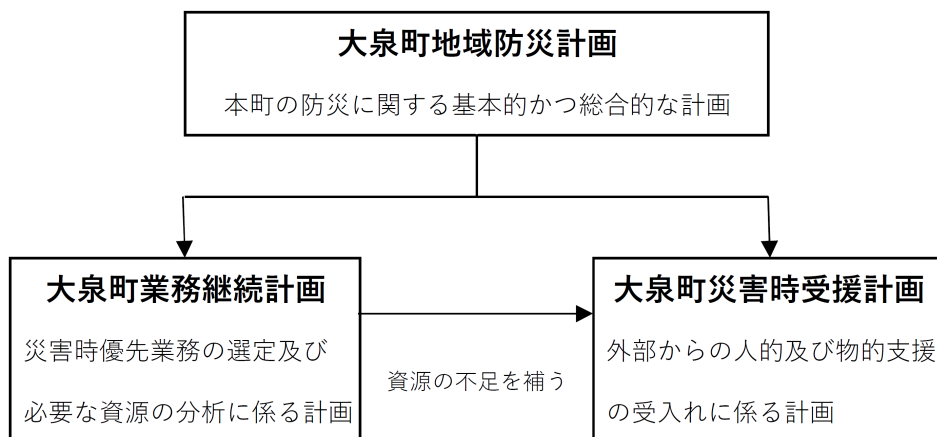
そのため、大泉町災害時受援計画（以下「本計画」という。）は、応援を必要とする業務、受援体制及び手続きを明確化することにより、外部からの支援を円滑に活用することを目的に策定する。

2

計画の位置づけ

本計画は、大泉町地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに、大泉町業務継続計画に定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人材及び物資を確保するための計画として位置づける。

本計画の位置づけ



3

国・県の動向を踏まえた受援体制

国は、平成28年12月に取りまとめた「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」において、「今後の広域災害の対応における受援を想定した体制整備について検討を進めるべき」と提言しており、平成29年3月31日には、内閣府（防災担当）が「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定・公表した。

また、群馬県（以下「県」という。）においても、平成29年9月に「群馬県災害時受援・応援計画」を、翌10月に「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」を策定し、災害時における受援についての円滑な調整に向け、取組みを推進している。

以上を踏まえ、本町においても、国や県からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるため、本計画に基づき、受援体制を構築していく。

4

本計画の対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的支援及び物的支援を対象とし、その範囲は、以下のとおりとする。

- 1 本町に人的支援を行う団体等（以下「応援団体等」という。）
 - (1) 地方公共団体
 - (2) 消防機関
 - (3) 自衛隊
 - (4) 医療機関
 - (5) 災害時応援協定締結団体
 - (6) ボランティア

2 本町に行われる物的支援（物資供給）の種類

(1) 物資の調達に係る受援

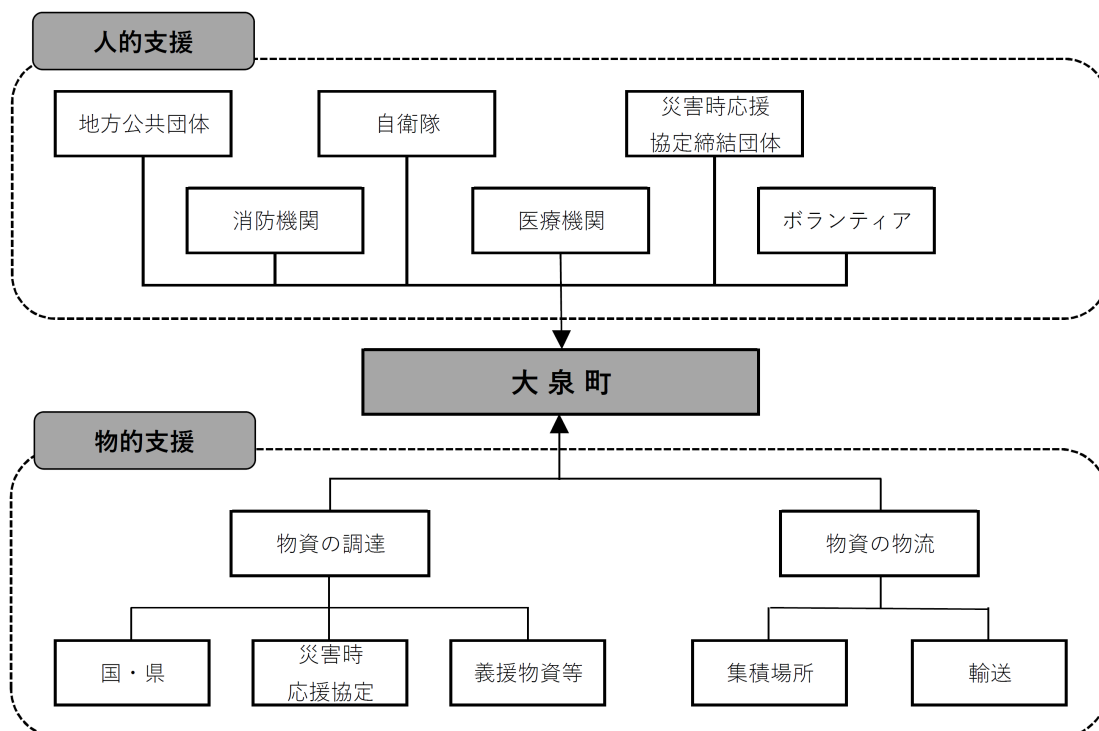
- ア 国・県からの物資
- イ 災害時応援協定に基づく物資
- ウ 義援物資（注1）

(2) 物資の物流に係る受援

- ア 集積場所の運営
- イ 輸送業務

（注1）義援物資は個人や慈善団体等から提供のある小口の物資。

本計画の対象範囲



1 基本的な考え方

災害発生後の受援対象業務の各担当班（以下「各部局」という。）は、外部への応援要請や応援を受け入れる受援対象業務を主体的に実施することとし、受援対象業務に対する全体調整を災害対策本部が行うこととする。なお、災害対策本部事務分掌（注2）は大泉町地域防災計画に準ずるものとする。

（注2）災害対策本部事務分掌は34ページ～37ページに掲載。

2 受援を担当する組織

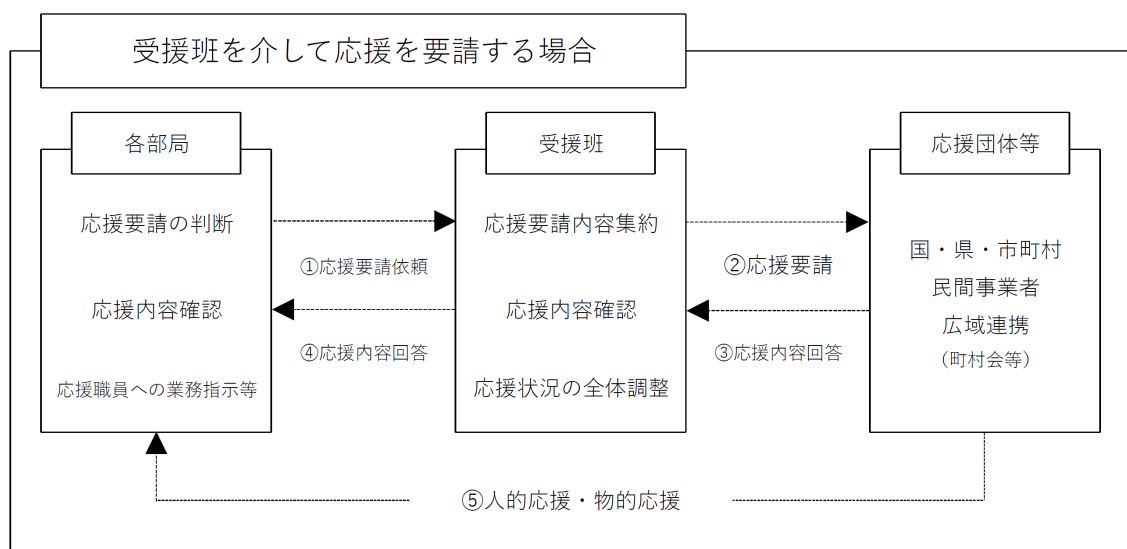
受援業務の担当は災害対策本部内に設置する「受援班」において行う。

受援班は、受援に関する全体調整並びに応援団体等への支援要請内容や本町全体の受援状況の取りまとめ等を行う。なお、受援班は防災総括班及び企画班の職員で構成する。

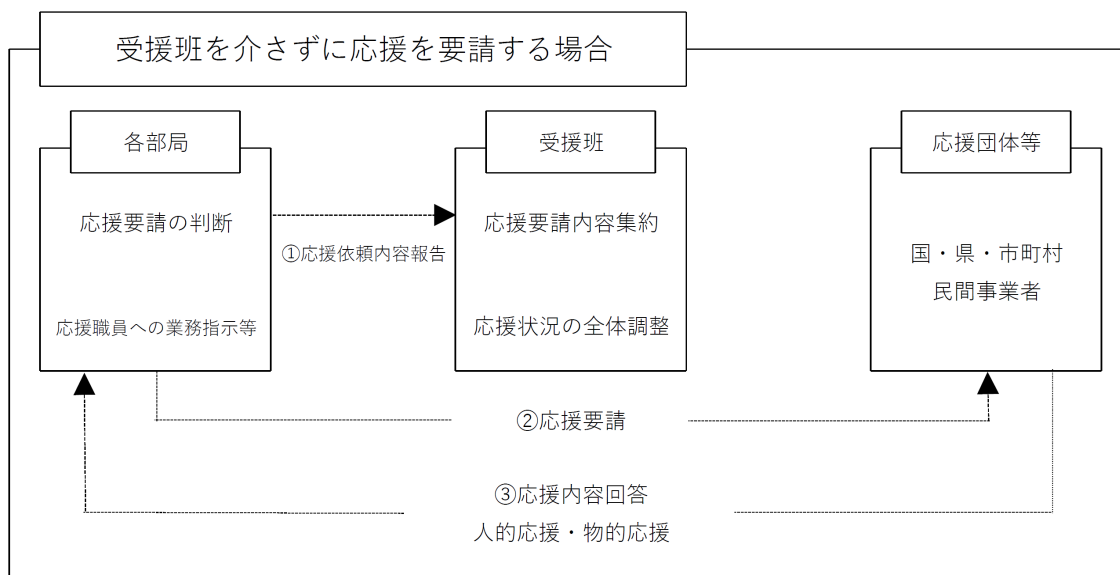
3 受援体制の概要

応援の枠組みに応じて2つに分類する。

（1）各部局からの応援要請依頼を受け、受援班が応援団体等へ応援要請



(2) 事前の協定締結等により、受援班を介さず直接支援を要請する場合



6

費用負担

受援に要する経費は、原則、受援側（本町）が負担する。協定に基づく各協定締結先への受援に係る費用負担については、それぞれの協定に定められているところにより支払いをする。

また、災害救助法が適用された場合の対象経費については、県が負担する。

主な受援業務における対象経費は次のとおりである。

受援業務名	要員	災害救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	・対象外 ※対象経費は原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け業務は対象外
給水	給水車の派遣	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速道路代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定調査 罹災証明書交付業務要員	・対象外 ※救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	・対象外 ※救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記の表以外の受援業務は、特別交付税に関する省令第3条第1項各号により
応援市町村特別交付税措置